

令和5年

第5回農業委員会総会議事録

令和5年5月8日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第3号）
日程第4 報告（報告第1号から第4号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (22人)

1番	樋上	豊	2番	白山	一男
3番	土合	正夫	4番	帯刀	眞理子
5番	浅井	満	6番	城石	美枝子
8番	炭谷	一三	9番	森	敏朗
12番	北田	幹夫	13番	明石	茂
14番	末永	久義	15番	林	康弘
16番	高橋	吉博	17番	前田	進
18番	竹内	正治	19番	永森	薫
20番	高口	宗範	21番	稲垣	潔
22番	山崎	善夫	23番	堀	正
24番	有沢	敏博	25番	小川	博行

欠 席 委 員 (3人)

7番	金	賢志	10番	進藤	久司
11番	栗山	信治			

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の公告について

第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
報告第 4 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

主 査 村下 哲也

主 査 高木 淳也

主 事 新保 有紗

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後1時58分

議長（堀会長）

ただいまから、令和5年第5回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、7番 金委員、10番 進藤委員、11番 栗山委員から、本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。

それでは、これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「14番 末永委員」「15番 林委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号11番について、白山委員から説明をお願いします。

白山委員

議案第2号の申請番号11番について説明します。

申請人の受人は、平成8年に会社設立後、平成15年から現在の名称として貨物運送業等を行っています。事業拡大から社員数の増加やトラックの増車など、現状の敷地利用では手狭で利便性も悪いことから今回駐車スペースの配置換えを計画していたところ、申請地が農地法に違反している事実が判明したものです。

申請地の建物は、昭和49年頃から先代が農業用作業場兼倉庫として利用しており、農地法等に対する理解と認識が足りなかったとはいえ、無断転用してしまった事は大変軽率な行動であったと関係者も深く反省しております。

本来ならば農地として原状回復すべきですが、倉庫を転用許可後も車両タイヤ等の保管場所として利用したく、加えて、配置換えに合わせて既存地の駐車場整備やプレハブ小屋移動を考えており、その際には、周辺農地に土砂等が流出しないことや今後このようなことが無いよう十分注意する旨を誓約しており、地元関係者の同意も得られていますので慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号12番について、竹内委員から説明をお願いします。

竹内委員

議案第2号の申請番号12番について説明します。

申請人である〇〇氏は、現在〇〇地内の実家にて家族4人で同居生活をしています。既婚者であり、夫である〇〇氏は現在、勤務地が〇〇で単身赴任中です。しかし、来年には勤務地が富山県に転勤になる旨や家族の将来的な子育ての協力、両親や祖父の介護も視野に入れて、この度一戸建て住宅を取得する計画に至りました。

申請地は、申請人の祖父である〇〇氏の所有であり、実家から約100メートル以内の場所となります。申請人は、実家から半径200メートル以内を範囲として検討を重ねてきましたが、今回の申請地が適地であると判断したものです。

住宅の建築においては、擁壁及び法面等を設置した上で周辺の農地に土砂等が流出しないことを誓約していますので、慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

永森委員

借り手が同じ〇〇営農で、借受料が無償の土地と有償の土地があるが、この違いは何ですか。

事務局（浅木）

そのように申請が出ている。

樋上委員

補足します。無償になっているのは皆さん〇〇営農に所属している方なので、その関係だと思う。

議長（堀会長）

事務局がそこまで聞き取っていないようですので、次回までに確認するという事でよろしいでしょうか。

事務局（浅木）

〇〇営農さんに確認します。

小川委員

申請番号203、204番について、借り手の方の耕作面積が0で新規の方に見えるが、農業経営について教えてください。

事務局（浅木）

自然栽培による園芸作物となっています。

高口委員

この方は新規ではなくて田や畑をやっておられる。

小川委員

それでは耕作面積が0になっているのはなぜか。

事務局（村下）

新規の捉え方は、あくまでも今回の対象の地番では耕作していないという

意味で0になっている。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— (報告第2号の説明) —

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

帯刀委員

申請番号22番について、相続ということですが、地元には耕作者はおられるのか。

事務局（高木）

こちらは県外の方ということで、そのことについては確認した。地元の方に耕作をお願いされる。

帯刀委員

それは今から探すのか。

事務局（高木）

すでにお問い合わせされている。引き続き、営農さんにお問い合わせすると聞いている。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

— (報告第3号の説明) —

議長（堀会長）

報告第3号農地法第4条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第4号の説明） —

議長（堀会長）

報告第4号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって令和5年第5回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時11分

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和5年6月6日(火) 午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

2 配布資料

- ・令和5年度最適化活動の目標の設定等(様式1)
- ・令和4年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(様式5)
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針(修正版)

- ・農業委員会視察研修案内(概要及び出欠確認)

- ・農林関係税制改正要望について

議 長

署名委員

署名委員